

「国が定める利用者負担限度額段階（第１～３段階）

に該当する利用者等の負担額」について ※令和 6 年 8 月 1 日法改正

- 利用者負担は、所得などの状況から第１～第４段階に分けられ、国が定める第１～第３段階の利用者には負担軽減策が設けられています。
- 利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。第１～第３段階に認定を受けるには、利用者ご本人（あるいは代理人の方）が、ご本人の所在地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担の段階について介護老人保健施設が判断・決定することはできません。又、「認定証」の提示が無いと、一旦「第４段階」の利用料をお支払いいただくことになります。（「認定証」発行後、過払い分が「償還払い」される場合があります）
- 利用者負担第１・第２・第３段階に該当する利用者とは、世帯の全員が市町村民税非課税であり、かつ以下のような条件に該当する方です。
 - 【利用者負担第１段階】
生活保護を受けておられる方か、所属する世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受けておられる方
 - 【利用者負担第２段階】
所属する世帯全員が市町村民税非課税で、かつ年金収入額と合計所得年金額が８０万円以下の方。かつ、貯蓄額等の合計が６５０万円以下（夫婦は１，６５０万円以下）
 - 【利用者負担第３段階 ①】
所属する世帯全員が市町村民税非課税で、かつ年金収入額と合計所得年金額が８０万円超１２０万円以下の方。かつ、貯蓄額等の合計が５５０万円以下（夫婦は１，５５０万円以下）
 - 【利用者負担第３段階 ②】
所属する世帯全員が市町村民税非課税で、かつ年金収入額と合計所得年金額が１２０万円超。かつ、貯蓄額等の合計が５５０万円以下（夫婦は１，５５０万円以下）
 - 【利用者負担第４段階】
所属する世帯（本人含む）に市町村民税課税者がいる場合。
※年金収入額には老齢年金等の課税年金だけではなく、非課税年金（遺族年金、障害年金）も含まれます。
※６５歳未満の方は、収入等に関係なく預貯金等の合計は１,０００万円（夫婦は２,０００万円）以下となります。
- その他詳細等については、当施設又は各市町村の窓口でおたずね下さい。

負担額一覧表（１日当たりの利用料）

利 用 者 負担段階	食 費	居住費（滞在費）	
		従来型個室	多床室
第 1 段階	施設、短期入所： 3 0 0 円	5 5 0 円	0 円
第 2 段階	施設入所： 3 9 0 円 短期入所： 6 0 0 円		1, 3 7 0 円
第 3 段階 ①	施設入所： 6 5 0 円 短期入所： 1, 0 0 0 円		
第 3 段階 ②	施設入所： 1, 3 6 0 円 短期入所： 1, 3 0 0 円		
第 4 段階	施設、短期入所： 1, 8 9 2 円	2, 0 7 4 円	5 2 4 円

※食費についてののみ、施設入所と短期入所の違いで各負担段階の金額が変更となります。